

鳥取県手話言語施策推進計画素案（概要）案

- ・青字見え消し部分は、令和4年度第2回鳥取県手話施策推進協議会（2月9日開催）の資料において、計画改定の素案として提示したものを。
- ・当該協議会で出された意見及び当該協議会後の変更点等について、赤字コメントを追加している。

1 計画の位置付け、計画期間

- (1) 計画の位置付け
- (2) 計画期間

2 計画の検討経過

3 計画の理念

「手話言語の普及及び情報発信」

↓
「手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じた」に修正

4 施策の基本的な考え方

- (1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進
- (2) 手話言語を使いやすい環境整備

「手話言語を使いやすい環境整備」

↓
「ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり」に修正

5 計画推進のイメージ

6 手話言語施策推進方針

- (1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

イ 教育における手話言語の普及

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

「手話言語の普及及び情報発信」

↓
「手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じた」

- (2) 手話言語を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

イ 相談支援事業の充実

ウ ろう者ときこえる人の交流ができる機会の充実

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

オ 新しい手話言語コミュニケーション環境の創出

カ ろう者が働きやすい環境づくり

キ とっりの手話言語の文化的発展

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

「手話言語を使いやすい環境整備」

↓
「ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり」に修正

7 数値目標

以下のとおり修正

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実

ウ ろう者ときこえる人の交流ができる機会の充実

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出

カ ろう者が働きやすい環境づくり

キ とっりの手話言語の文化的発展

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 令和6年度から令和14年度まで

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行います。

2 計画の検討の経過

令和4年11月 手話施策推進協議会1 … 計画の改正の方向性を検討

令和5年 2月 手話施策推進協議会2 … 改正後の計画の概要案を検討

令和5年 8月 手話施策推進協議会3 … 改正後の計画の概要案を再検討
(今後の予定)

※令和5年度末までに、改正後の計画案の検討、パブリックコメントを経て、新たな計画を作成

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

手話言語の普及及び情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

以下のとおり修正。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えることが必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけでなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。

また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていきます。

手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうためのものとして、大切にして推進します。

(2) 手話言語を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成及びICTの活用など、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

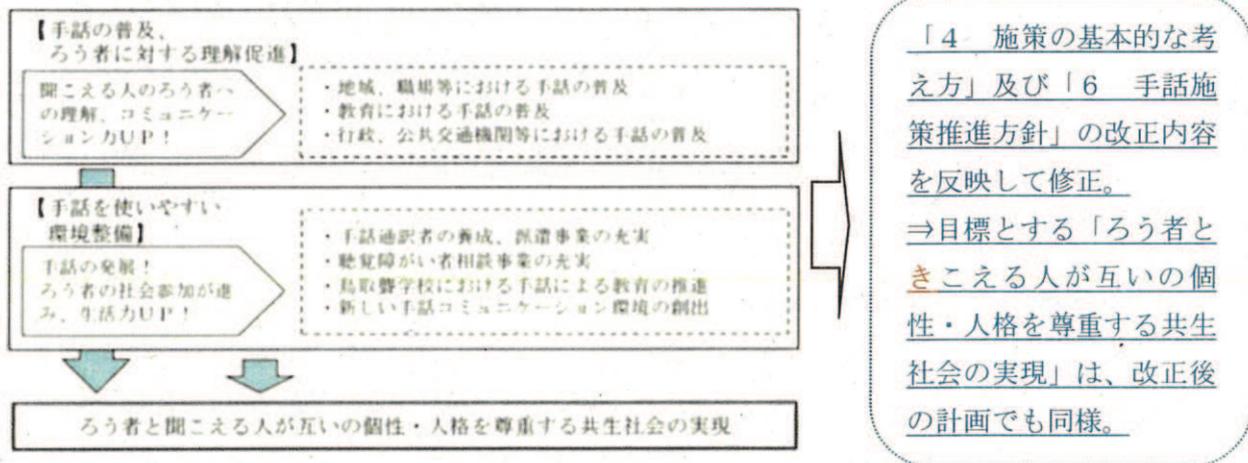
以下のとおり修正。

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やICTの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与するものであることから、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 計画推進のイメージ

【現 行】



6 手話言語施策推進方針

※ **【実施施策】**は現時点で考えられる事務局案であり、現案で**【予定施策】**が無い項目についても、今後検討していきます。

次のとおり、手話言語施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

「手話言語の普及及び情報発信」

↓
「手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じた」に修正

(1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者ときこえる人が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者ときこえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話言語の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人々が手話言語に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。

手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。

また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成、聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度等

【予定施策】 より気軽に又は手軽に手話を学べる場の提供

「鳥取県障がいの居場所づくり支援事業」を追加

「より気軽に又は手軽に手話を学べる場の提供」

↓
「手民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨」に修正

イ 教育における手話言語の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒が一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、ICTを活用した学習にも取り組みます。

「ICT」→「デジタル教材」に修正

手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくります。

【実施施策】 手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定、児童用手話検定（手話チャレ）の実施等

手話のWA動画の活用を追加

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。

また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等における手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。

【実施施策】行政職員向け手話言語講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

【予定施策】行政による情報発信、意見聴取等における手話言語動画の活用等

「、意見聴取等」を削除し、【予定施策】から【実施施策】へ

(2) 手話言語を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

「手話言語を使いやすい環境整備」

↓
「ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり」に修正

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等

「相談支援事業」

↓
「きこえない・きこえにくい人への相談支援事業」に修正

イ 相談支援事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等のエンパワメントの視点による課題解決を目指す相談支援事業を推進します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

「ろう者等のエンパワメントの視点による」

↓
「ろう者等が自立的に「きこえ」に関する」に修正

「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』」を追加

ウ ろう者ときこえる人の交流ができる機会の充実

きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、ろう者同士又はろう者ときこえる人との交流機会を創出します。

【実施施策】鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金

【予定施策】手話ボランティア、スポーツ交流等による交流機会の充実

＜前回意見＞
スポーツ等が得意な手話ボランティアをスポーツ等の交流の場へ

「手話ボランティア、スポーツ交流等による交流機会の充実」

↓
「スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進」に修正

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

教職員の手話言語習得、手話言語技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話言語技術の向上、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』等

「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』」は【再掲】

「鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携」を追加

「新しい手話言語による」
↓
「ICTを活用した新しい」に修正

<前回意見>
「通訳」は不要。

オ 新しい手話言語によるコミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、民間企業が進めているAIによる手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けICT学習会

<前回意見> 「地域登録」を入れる。

【予定施策】AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及

<令和5年度から事業名変更>
きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

カ ろう者が働きやすい環境づくり

きこえない・きこえにくい人への就労支援事業（仮称）その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】きこえない・きこえにくい人への就労支援事業（仮称）

【予定施策】【再掲】電話リレーサービスの利用促進

<前回意見>
電話リレーサービスは、法人登録のことであればそれが分かるように。

<令和5年度から事業名変更>
きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

「【再掲】電話リレーサービスの利用促進」

↓
「民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、きこえない・きこえにくいことをテーマとした民間企業・団体でのあいサポート運動研修」に修正

キ とつとりの手話言語の文化的発展

地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】 とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

【予定施策】 「とつとりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。

【実施施策】 遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業

【予定施策】 【再掲】 電話リレーサービスの利用促進

以下のとおり修正（【予定施策】は削除）

【実施施策】 遠隔手話サービスを利用したきこえない・きこえにくい人の意思疎通支援体制の強化、
【再掲】 電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備

7 数値目標

（現行計画の目標項目）

- ・ 登録手話通訳者数
- ・ 手話通訳者設置事業人役
- ・ 手話通訳者派遣件数（団体派遣）
- ・ 手話講座等受講者数
- ・ 手話等に対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合
- ・ 学校における手話言語の取組の実施率

「4 施策の基本的な考え方」、「6 手話言語施策推進方針手話施策」の改正内容を踏まえながら、目標の項目、目標値を検討。

実施施策を踏まえ、目標項目に、「電話リレーサービスの利用者数」を追加

